

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 23 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

防衛省における総合評価方式の改正・運用見直しについて（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、防衛省において、防衛施設の強靱化事業の着実な推進と施設の質の向上などを目的として、総合評価落札方式の改正・運用見直しが行われましたので、以下のとおり情報提供いたします。

1. 地域評価型の適用範囲の拡大

従来の地域評価型の運用を維持しつつ、都道府県単位で評価を行う「全県型」が新たに導入されました。これにより、県内における施工実績、本店（本社）の所在、地元企業への下請発注率等について、都道府県単位で評価されることとなります。

2. 防衛省との災害協定に関する評価の導入

防衛省と災害協定を締結している団体に加盟している企業について、総合評価落札方式において加点評価が導入されました。また、当該協定に基づく出動又は訓練への参加実績を有する企業については、さらに加点評価が行われます。

なお、本運用は令和 8 年 7 月 1 日以降に入札公告される案件から適用される予定です。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】別添_総合評価の改正・運用見直しについて

以上

(担当) 事業部 児玉
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

総合評価の改正・運用見直しについて

～ 地域評価型の全県型適用及び防衛省との災害協定の評価導入 ～

1. 防衛省では、防衛施設の強靱化事業を全国の基地・駐屯地で同時並行的に実施しておりますが、各事業を確実に円滑に執行していくには、これまで以上に地域の施工体制を担う企業の皆様に参画いただくことが不可欠です。このため、地域評価型の適用を、これまでの既存の適用地区の運用は維持しつつ、全都道府県単位（県レベル）に適用を拡大することとしました。
2. また、防衛省では、平時から連絡体制の整備や訓練の実施等を通じ、災害時に即応可能な体制の確保のため、業界団体等と災害協定締結を逐次行っているところです。当省との災害協定に基づく訓練や活動実績等を有する企業に対して、総合評価落札方式において、工事の履行能力に直結する要素として加点評価することとしました。

本運用は、令和8年7月1日以降に入札公告の案件からとし、詳細は各発注機関の発注見通しや入札公告等をご確認ください。

改正内容

○地域評価型の適用範囲拡大

既存の「地域評価型」の評価において、対象地区を全都道府県単位とし、主に以下に加点

- ①県内における**施工実績**
- ②県内に**本店(社)の所在**
- ③地元企業への**下請受注率** 等

○当省との災害協定に基づく訓練や活動実績等を有する企業に対する総合評価落札方式における評価

- 当省と災害協定を締結した**団体に加盟し、出勤又は訓練に参加した実績** = **4点**
- 当省と災害協定を締結した**団体に加盟** = **2点**

問合せ先

防衛省

整備計画局 建設制度官付 建設契約審査班

03-3268-3111（内線）36438